

別表第6（第4条関係）

騒音に係る規制基準

3 拡声機の使用に係る規制基準

(1) 安曇野市公害防止条例施行規則（平成17年安曇野市規則第91号）第7条第2号のアからオに掲げる施設の周囲30メートル以内の区域で、商業宣伝を目的として屋外で拡声機を使用する場合（屋内から屋外に向け使用する場合を含む。第2項においても同じ。）

ア 午後7時から翌日の午前8時までの間は、拡声機を使用しないこと。

イ 拡声機の1回の使用時間は、10分以内とし、1回につき10分以上の休止時間をおくこと。ただし、自動車による移動等して拡声機を使用する場合にあっては、同一場所において使用する場合に限る。

ウ 2以上の拡声機（携帯用の拡声機を除く。）を使用する場合は、拡声機の間隔は50メートル以上とすること。

エ 地上7メートル以上の位置で拡声機を使用しないこと。

オ 拡声機から発生する音量は、次の表の範囲内とすること。

区域の区分	音量
第1種低層住居専用地域	50 デシベル
第2種低層住居専用地域	
第1種中高層住居専用地域	
第2種中高層住居専用地域	
第1種住居地域	
第2種住居地域	
準住居地域	
近隣商業地域	60 デシベル
商業地域	
準工業地域	
工業地域	65 デシベル
その他の地域	55 デシベル

備考

- 「デシベル」とは、計量法別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 音量の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は早い動特性（FAST）を用いるものとする。
- 音量の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の値が最大一定でない場合、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

別表第6（第4条関係）

- 4 音量の測定点は、音源直下の地点から10メートル離れた地点（10メートル以内に人の居住する建物がある場合は、当該建築物の存する敷地の境界線上の地点）とする。
- (2) (1)以外の場合であって、屋外で拡声機を使用する場合
- ア (1)のイ及びウに掲げる事項
- イ 商業宣伝を目的として午後7時から翌日の午前10時までの間は、拡声機を使用しないこと。
- ウ 商業宣伝を目的として、地上7メートル以上の位置で拡声機を使用しないこと。
- エ 風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業をいう。）を営む施設及び興行場（興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場をいう。）においては、直接屋外に向けて拡声機を使用しないこと。
- オ 拡声機から発生する音量は、(1)のオに掲げる音量に5デシベルを加えた音量以内であること。
- (3) (1)及び(2)の基準は、次のいずれかに該当する場合は適用しない。
- ア 法令により認められた目的のために使用するとき。
- イ 官公署・学校・工場等において、時刻又は業務連絡のために使用するとき。
- ウ 広報その他公共の目的のために使用するとき。
- エ 祭礼・盆踊り・運動会その他社会生活において相当と認められる一時的行事のために使用するとき。
- オ 市長が特に認めたとき。